

健福第814号

令和4年（2022年）12月20日

くまもと・高齢者や障害者にやさしい  
まちづくり推進協議会 委員 様

熊本県健康福祉部健康福祉政策課長

熊本県やさしいまちづくり推進指針（素案）に関する県政パブリック・コメント  
手続の実施について

日頃から本県におけるやさしいまちづくりの推進について御理解と御尽力を賜り、厚く  
御礼申し上げます。

さて、次期熊本県やさしいまちづくり推進指針（素案）に関する県政パブリック・コメ  
ント手続を、下記のとおり実施しますのでお知らせいたします。

記

1 実施期間

令和4年（2022年）12月26日（月）から

令和5年（2023年）1月24日（火）まで（30日間）

2 実施の概要

別添のとおり

※素案は県庁ホームページに掲載

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/27/157502.html>

※ご意見を募集する素案は、関連施策・指標及び取組事例を除いたものになります。（当該  
資料は、県の政策に関する意思決定に係る案ではないため）

（担当）熊本県健康福祉部 健康福祉政策課

地域支え合い支援室 竹田

TEL:096-333-2201 FAX096-384-9870

Mail:taketa-t-dv@pref.kumamoto.lg.jp

## 「熊本県やさしいまちづくり推進指針（素案）」に関するご意見の募集について

県では、熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例に掲げる基本方針に基づく施策を計画的に実施するとともに、熊本地震からの復旧・復興において、早い段階からやさしいまちづくりの視点を導入するため、平成29年度（2017年度）に熊本県やさしいまちづくり推進指針を策定しました。

現行指針では、推進期間を「概ね3年程度」としていること、また、社会情勢の変化等を指針に反映する必要があることから、次期指針の策定に向けて検討を進めています。

この度、次期熊本県やさしいまちづくり推進指針の素案を作成しましたので、県民の皆様からご意見を募集します。

### 1 ご意見募集の対象

熊本県やさしいまちづくり推進指針（素案）

### 2 ご意見募集の期間

令和4年（2022年）12月26日（月）から

令和5年（2023年）1月24日（火）まで

### 3 掲載（閲覧）場所

（1）熊本県ホームページ

（2）熊本県健康福祉部健康福祉政策課（県庁行政棟新館3階）

（3）各広域本部・地域振興局総務（振興）課（県内10ヶ所）

（4）熊本県庁情報プラザ（県庁行政棟本館1階）

（5）くまもと県民交流館パレア

（6）熊本県立美術館

（7）熊本県立図書館

（8）熊本県立大学

### 4 ご意見の提出方法

ご意見については、住所・氏名（団体としてのご意見であれば団体名）及び電話番号をお書き添えいただき、以下の方法でお送りください（様式は問いません）。

なお、電話や口頭によるご意見は受付できかねますので、あらかじめご了承ください。

提出方法	宛先
電子メール	<a href="mailto:sasaeai@pref.kumamoto.lg.jp">sasaeai@pref.kumamoto.lg.jp</a> 熊本県健康福祉部健康福祉政策課 地域支え合い支援室 行
FAX	096-384-9870 熊本県健康福祉部健康福祉政策課 地域支え合い支援室 行

郵送	〒862-8570（宛先住所の記載は不要です） 熊本県健康福祉部健康福祉政策課 地域支え合い支援室 行
----	--

## 5 ご意見の取扱い

お寄せいただきましたご意見につきましては、後日、県の考え方をお示しし、県庁ホームページなどで公表いたします。その際、住所・氏名・電話番号などの個人情報を除き、ご意見の内容が公表されることをご了承ください。

なお、ご意見への個別の回答はいたしかねますので、併せてご了承ください。

## 6 その他

- (1) ご意見には、日本語を使用してください。
- (2) ご意見を記入いただく用紙の大きさや枚数は問いませんが、長文になる場合や添付資料が多い場合等には、大変お手数ですが、併せてその要旨を添付いただき、郵送によりご提出ください。
- (3) 電子メールによるご意見提出の場合は、電子メール受信後3日（年末年始及び土日祝日を除く）以内に受付の確認メールを返信します。万一確認メールが届かない場合は、お手数ですが電話（096-333-2201）またはFAXでお問い合わせください。